

令和4年笠間市農業委員会第2回定例総会

[令和4年2月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第5 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第6 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11 議案第5号 現況証明願について
日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第14 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第5 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第6 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

- 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11 議案第5号 現況証明願について
日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第14 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
-

出席委員

1番	石川馨君	11番	長谷川愛子君
2番	佐藤正君	12番	高野尚夫君
3番	佐藤均君	13番	藤吉智司君
4番	田山悦子君	14番	込山祐一君
5番	深澤悌二君	15番	稲野邊茂生君
6番	菅谷巧君	16番	山口忠栄君
8番	菅井亘君	17番	埴博光君
9番	國谷博隆君	18番	伊藤孝洋君
10番	柳橋泰君	19番	永田良夫君

欠席委員

7番 吹野健司君

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菊地恵一君
農業委員会事務局係長	田村千穂君

午後1時30分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。ロシアとウクライナ、戦争になって大変ですね。遠い国だから、日本にはあまり関係ないのかなと思っていましたら、やっぱりすごく関係するんですね。ウクライナは穀物の大産地なんですね。日本は、アメリカ、カナダ、オーストラリアから入れているけれども、ウクライナが駄目だったら、また上がっちゃいますね。いよいよ日本も自給率を上げるために、自分のところでいろいろなものを作る時代が遠からず来るのかなと見ていました。今、米が安くて余っていて、余っている分にはいいけれども、足りなくなったら何でも大変だな、と思いました。

それでは、ただいまより令和4年第2回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数は半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、18番伊藤孝洋委員、並びに1番石川 馨委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、2ページになります。

番号1は、所有者の要望により合意を解約するものです。

番号2、3は、農地中間管理事業を使うため合意を解約するものです。この件に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）が出されております。

番号4は、新規担い手に分担するため合意を解約するものです。この件に関しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取が出されております。

番号5、6は、売買のため合意を解約するものです。

番号7は、借人からの申出により合意を解約するものです。

議案書3ページになります。

番号8は、担い手が耕作をやめるため合意を解約するものです。

番号9、10、11につきましては、経営移譲のため合意を解約するものです。この件に関しては、経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が出されております。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○15番（稲野邊茂生君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月23日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。届出人につきましては、電話で確認をいたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由につきましては、田畑転換です。

場所は、水戸線笠間、稲田駅間の石出踏切の南東100メートルくらいの市道建設中の隣接地になります。それで市道が高くなり水はけが悪くなるということで、市道建設の残土を入れて畑として利用するというごさいます。関係書類等も完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

2月26日に、指名調査委員全員と届出人の夫の立会いの下、現地を調査してきました。届出人、それから届出地等については、議案書に記載のとおりです。

本件は、低地解消を目的とした畑地の盛土工事で、届出どおりに改良行為が完了しており、作付計画であるショウガの作付準備を行っていることを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、番号の1について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、6ページになります。

番号1の譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりであります。

譲渡人が農業経営の規模を縮小するため、所有する農地を公益社団法人茨城県農林振興公社の農地中間管理機構の特例事業の用に資するもので、この届出で農林振興公社へ所有権を移転するものでございます。

この件につきましては、今後、公益社団法人茨城県農林振興公社と購入予定者から、農地法第3条の規定による許可申請がある予定でございます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1から4について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○17番（塙 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月22日、指名調査委員2名と譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線才木交差点を城里方面に1キロメートルほど入った左側のところです。申請の詳細ですが、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は、高齢であり耕作するのが困難なためとのことです。

譲受人は、笠間大淵地区土地改良事業の担い手の1人として登録されており、機械設備も完備しております。そのほか関係書類についてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 8番。

○8番（菅井 亘君） 番号の2について、調査の結果を報告いたします。

2月22日、指名調査委員2名と申請人、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりです。

申請場所は、才木交差点から県道日立笠間線を北東に2キロメートル入り、市道と交差点を左折しまして、涸沼川を渡ると福田の水田地帯となっております。

譲受人は、兼業農家で農業経営の規模拡大を図ることとしまして、知人である譲渡人から、農業耕作が困難であるため、耕作の依頼を受けをしました。譲受人は、事業の施設等も大きく保有しまして、また農作業従事人も四、五人雇用し、運営をしております。事業計画等について、書類等も完備しております。許可相当と判断いたします。よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（塙 博光君） 番号3につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月22日、調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に1キロメートル入った右側のところです。申請の詳細ですが、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は機械もなく、譲受人の購入の希望に応えるためとのことです。

譲受人は、笠間大淵地区土地改良事業の担い手の1人として登録されており、機械設備も完備しております。そのほか関係書類についてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりました。報告いたします。以上です。

続きまして、番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

2月22日、調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に1キロメートルほど入った右側のところで

す。申請の詳細ですが、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は機械もなく、譲受人の購入の希望に応えるためとのことです。

譲受人は、笠間大淵地区土地改良事業の担い手の1人として登録されており、機械設備も完備しております。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○15番（稲野邊茂生君） 番号5につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月23日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。なお、譲受人、譲渡人には電話で確認をいたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。申請事由につきましては贈与です。

場所は、国道50号大郷戸入り口の信号の手前から水戸線に向かい、手前の稲田川にある高坂堰のすぐそばです。今、土地改良事業を推進しており、譲渡人につきましては持っている面積が少ないので、当該地区で担い手でもある譲受人に贈与するものです。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号6につきまして調査の結果を説明いたします。

2月24日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、2月21日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。申請事由は売買です。

申請地は、南友部地区の市立病院脇交差点から北山公園方面へ150メートル行った付近の水田をはじめ、周辺に展開しております畑4筆です。水田と畑1筆については、譲受人が既に賃借等により耕作しておりますが、ほか3筆は休耕中の畑となっております。

譲渡人の事由は、高齢のため耕作不能であるとしております。譲受人の事由は、規模拡大であります。取得後の申請地の利用計画は、水田は水稻、畑は小麦を作付する計画です。

この申請については、耕作を目的にした売買であり、譲受人は、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7、8について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○6番（菅谷 巧君） 番号7につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月23日10時30分より、指名調査委員と譲受人と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。原因は売買です。

場所は、仁古田のセイコーマートを南東方向に700メートルぐらい行ったところにあります。譲受人事由は、酪農を営んでおり、飼料作物を作りたいとのことでもあります。譲渡人事由は、畑の使用目的がないので、譲受人の要望に応えたいということでありました。

取得後の申請地利用計画は、規模拡大であり、耕作を目的とした所有権の移転であります。機械、労働力、技術等につきましても適正と認められ、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議願います。

続きまして、番号8につきまして説明をいたします。

同日、指名調査委員と譲受人、譲渡人立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、長兎路公民館の北側を200メートルのところにあります。譲受人申請理由は、自作地に面しており、耕作しやすいために求めました。譲渡人事由は、管理も難しいので要望に応えたいということでありました。

取得後の利用計画は、栗畑として規模拡大するものであります。この申請は、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等につきましても適正と認められます。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号7番、9番委員より調査説明を願います。

○9番（國谷博隆君） 9番につきまして、説明いたします。

2月20日午後、指名調査委員2名により調査をいたしました。申請人の立会いの下、現地を見ました。

現地は、元小原小学校の前で、広慶寺の前から市道のすぐ脇のところの畑地でございます。譲渡人は規模縮小で、譲受人の要望により売買するということです。譲受人は、自家消費用に野菜を作るため購入するということです。

北側が県道、西側が市道、東側が水路、南側が宅地で、引き続き畑作をするということでもありますので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10、11について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号10につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月26日に、調査委員2名により、譲受人の父親の立会いの上、現地を調査してきました。譲渡人については、娘さんを通じて電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間駅から北東方向に直線距離で約1キロメートルで、県道水戸岩間線の岩間中学校入り口信号入って、すぐに左折し、約150メートルほど進んだところの右側の土地です。譲受人の申請事由は、譲渡人からの買受要請に応じるというものです。譲渡人の申

請事由は、病弱で高齢のため、長期にわたって申請地の管理や耕作ができない状況にあるため、近隣の耕作者である譲受人に買受けを要請したところ、受託してくれたので申請に至ったというものです。当該申請地は、立木が生い茂るほど荒廃している状況ですが、譲受人は建設業も営んでおり、立木伐採等の自営工事により整備し、栗を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権移転で、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 16番。

○16番（山口忠栄君） 調査番号11番につきまして、調査結果を御報告いたします。

2月26日に、指名調査委員と譲受人の代理人、譲渡人は遠距離のため電話にての確認の上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、市野谷地内の右側の土地改良田の南側の農道を西に向かい、200メートルぐらい行ったところの左側の土地でございます。譲受人の目的は、自作地に隣接地し、耕作に便利のため。譲渡人の理由は、耕作が困難のため相手の要望によるということでございます。

農業従事者は1人でございます。また、農機具等については、見合った農機具をそろえております。申請地の主な作物は栗でございます。日照、通風とか水利、土壌等については良好と見てまいりました。権利関係については、贈与することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号12番、14番委員より調査説明を願います。

○14番（込山祐一君） 番号12につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月22日火曜日9時より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してきました。譲渡人と申請者の代理人の方には、電話にて確認を取らせていただきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、下押辺地区にある地方道の茨城岩間線と石岡城里線の十字路を、石岡方面に200メートル行ったところを左に200メートル入った右側の畑です。譲渡人の事由は、父からの相続地であることを最近知ったが、自ら耕作することができないので売却するとのことでした。譲受人の事由は、休耕地であった申請地を耕作管理の要請を受け、飼料畑として使用してきましたが、このほど買受けの要請があったので、これに応じたとのことでした。

この申請は、耕作を目的とした所有権の移転であり、農業機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から12につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○8番（菅井 亘君） 番号1について、調査結果を報告いたします。

2月22日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、滝川交差点から北に2キロメートルほど入り、市道交差点の隣接地であります。近くに池野辺公民館がございます。申請地は、相続した農地で後継者もなく、現在休耕地です。申請については、プレハブ倉庫の建築等を行い、一部を駐車場として設け、資材置場として他の事業者に出しを計画しています。

西側が市道、東側が山林、北側は畑、南側は宅地ということで、もう既に排水路等も市道工事のときに設備されております。取水はありません。雨水は自然浸透です。関係書類等も完備されております。許可相当と判断いたします。よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2、3について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号2、3について、関連しておりますので、併せて調査の結果を説明いたします。

番号2について説明いたします。この案件は追認案件です。

2月24日に、指名調査委員2名と申請人及び代理人出席の下で、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町の常陸クリニック脇交差点付近です。申請理由は、平成15年頃から居住地の敷地駐車場として使用しているが、今回是正するためとしております。2月2日付にて始末書が提出されております。隣接状況ですが、宅地と公道に囲まれており、特に影響はありません。

次に、番号3について説明いたします。この案件についても追認案件です。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請場所については、2の案件と同じ宅地の隣接地です。申請理由は、平成15年頃から居住地の進入路及び庭として使用しているが、今回是正するとしております。2月2日付にて始末書が提出されております。

隣接地の影響は、東側は宅地、西側は畑、南側は畑、北側は宅地となっており、南側、西側の畑は、商業施設として、今総会の5条の申請地となっております。隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないものと見てまいりました。

このほか関係書類についても、それぞれ完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について、説明を願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の1から3全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願

についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号1の調査の結果を説明いたします。

2月24日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、2月21日に電話にて確認しております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

この案件は、令和2年3月25日付で5条許可を得た案件です。笠間市美原2丁目の畑に事務所及び社宅を建築する計画でしたが、会社の代表取締役の死亡により事業等が不可能となったため、許可を取消し願いたいとのことです。

現地は、申請時と同じ状況であり、草刈り等を行っており、保全管理されておりました。許可取消し後の今後の土地利用は、休耕予定であります。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号11番、18番委員より調査説明を願います。

○18番（伊藤孝洋君） 調査番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る2月21日に、指名調査委員2名と現地の確認をいたしました。その後、22日に、コロナ関係で立会いは、電話にて確認をして済ませております。申請地、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

場所は、笠間自動車学校より西方に約1キロメートルのところにある一画の水田です。南側が道路、西側が太陽光発電所、北側が山、東側は湿地帯の一部になっております。

借人理由は、太陽光発電をして収益を上げ、会社経営を安定させたいということであり
ます。また、近くにも同様な施設がありますので、管理もしやすいということであり
ます。また、貸人については、水田が水はけが悪く、昨年も収穫もできなかったような状態
でありますので、受人の要望において、地上権の設定で貸すということであり
ます。

その他であります。雨水は敷地内浸透、日照、通風等に対しては影響がありません。
その他盛土をするということは、なしということであり
ます。ほか権利関係は、地上権
の設定ということであり
ます。許可相当と判断されますので、御審議のほどよろしくお願
いをいたしたいと思
います。

続きまして、番号2につきまして、調査結果を報告いたします。

同じく2月21日に、指名調査委員2名と現地を確認してまいりました。この件につ
きましても、コロナの関係で立会いはなしにしまして、電話にて確認をいたして
おります。申請人、申請地等については、議案書のとおりであります。

場所は、笠間駅より北東の方向に行きまして、住宅地の一面で整備された場所
であります。東側が雑種地、南側が宅地、ここは宅地ですが、雑種地になって
いました。西側が水田、北側が道路であります。

譲受人は、妻の実家のほうに同居をしておりましたが、手狭になり、何
処かよいところを探しましたが、ちょうどいい場所が見つかったので、そこを
購入するということであり
ます。また、譲渡人については、相続で得た土地でありまして、遠方
で耕作もできず、要望に応えたということであり
ます。

取水については公共水道、雑排水は公共下水道、その他雨水については敷地
内の自然浸透であり、隣接の日照、通風等についても影響はないと見て
まいりました。権利については、売買ということであり
ます。

以上のことから、許可相当と判断いたしましたので、よろしく御審議の
ほどお願いいた
します。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号8番、17番委員より、調査説明を願
います。

○17番（埴 博光君） 番号3につきまして、調査の結果を報告
いたします。

2月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査して
まいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のと
おりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線箱田の押しボタン信号を北へ500メートルほど
入った左側のところ
でした。転用の詳細ですが、現在、両親と同居しておりますけれども、
住居及び駐車スペースが手狭なため、購入に至ったとのこと
です。

隣接状況ですが、東側道路、南側畑、西側畑、北側畑ということ
で、周囲への影響はあり
ません。取水計画は上水道より取水、排水計画は、汚水、雑排水につ
きましては、合併
浄化槽にて処理後、敷地内浸透処理、雨水は敷地内浸透処理との
ことです。そのほか関係

書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号2番、15番委員より、調査説明願います。

○15番（稲野邊茂生君） 番号4につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月23日に、指名調査委員2名と譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。なお、譲受人につきましては、電話で確認をいたしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請事由につきましては、耕作されていない場所であったのと面積が事業規模に適しているため、譲渡人に話をしたところ、今後も耕作の予定がないということで、今回の申請に至りました。

場所は、稲田から福原に向かう市道に面した市営住宅の道路を挟んだ隣になります。南と東が道路、北が畑、西が住宅であり、周りに影響はないと見てまいりました。関係書類等も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5、6について、議席番号1番、6番委員より、調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号5番につきまして、報告をいたします。

2月23日に、調査委員にて調査をしてまいりました。現地につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、宍戸小学校より北東に約600メートル進んだ辺りであります。申請人は、現在、借家住まいで手狭なため、自己住宅をと考え、所有者に申し出たところ、合意に至ったことであります。譲渡人は、高齢で管理ができないため、売買にて譲渡するとのことであります。

隣接状況は、東側畑、南側住宅、西側休耕地、北側道路であります。取水計画は市水道引込み、汚水は浄化槽処理水を宅内土壌拡散処理、雨水は宅地内浸透処理とのことであります。

申請地は、宅地が並ぶ中にあり、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（菅谷 巧君） 番号6につきまして、調査の結果を説明いたします。

2月23日午前中、指名調査委員と申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

譲渡人事由は、相続人代表であります。自分が経営する合同会社に使用貸借し、営農

型太陽光による売電収入と農地の有効活用を行い、収入の安定を図るためであります。その他関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議します。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号6の上から3番目の農地につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の2については、用途地域内の農地であるため第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 番号の1から番号の6について、担当委員の調査説明が終わりました。

ここで、番号の1から6について議決をしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号、番号の1から番号の6について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号、番号の1から番号の6については、原案どおり決定されました。

次に、議案第4号、番号の7について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、5番深澤委員が関係ありますので、退場を求めます。

暫時休憩とします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

番号の7について、議席番号4番、9番委員より、調査説明を願います。

○4番（田山悦子君） 番号7について、御報告いたします。

番号7につきまして、調査の結果を御説明いたします。

2月24日に、指名調査委員2名と渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、北山公園入り口の信号を北へ向かい、30メートルほど行った右側のところになります。譲受人の事由は、現在、賃貸住宅に住んでいますが、家族が増え、手狭となったため、親より土地を借り受け、自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の事由は、要望に応じたいとしております。権利移転の内容は使用貸借で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、西側が道路で、南側が宅地と畑、北側が休耕地となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水は公共上水道を利用し、汚水、雑排水は、合併浄化槽より市道側溝へ放流し、雨水は敷地内処理としております。

なお、西側の市道からの進入は、交差点近くのため、東側の法定外道路からも取付進入路や法定外道路のセットバックも必要となり、また、申請地は高低差が2.69メートルある傾斜地のため、宅地としての有効面積は400平米程度となります。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明を願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の7につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 番号7について、担当委員の調査説明が終わりました。

ここで、番号の7について議決をしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号、番号の7について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号、番号の7については、原案どおり決定されました。

5番深澤委員の入場を許可します。

暫時休憩とします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 2 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

番号の 8 から 10 について、議席番号 4 番、5 番委員より、調査説明を願います。

○4 番（田山悦子君） 番号 8 から 10 につきまして、調査の結果を御説明いたします。

番号 8 ですね。2 月 24 日に、指名調査委員 2 名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、2 月 21 日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部自動車学校から直線距離で北西 150 メートルほどのところになります。譲受人の事由は、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭になり、より広い市街地に移転したいとしております。譲渡人の事由は、相続した土地でありましたが、長年畑として利用せず休耕地となっており、今後も利用する予定がないため、譲渡を決めたとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接地は、西側が宅地、北側が道路で、東側と南が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。なお、事務所としているのが 10 平米の小規模のものであり、取水、汚水の排水計画はありません。雨水につきましては、敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号 9 につきまして、調査の結果を御説明いたします。

2 月 24 日に、指名調査委員 2 名と渡人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常陸クリニック近くの交差点を隔てたはす向かいで、ヤマハ音楽教室の隣接地になります。譲受人の事由は、譲渡人の土地の問題解決と当該敷地での商業施設計画をするに当たり、借地として双方の要望が整ったためとしております。譲渡人の事由は、将来的に永続した営農が困難である当該地に対する問題と、譲受人からの要望が一致したため、土地の有効活用を目的に賃貸したいとしております。権利移転の内容は賃貸借で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、南側、北側が公道、西側が住宅地となっており、何ら問題はないものと見てまいりました。給水は公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水は公共雨水管に接続して放流するとしております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

引き続きまして、番号 10 につきまして、調査の結果を御説明いたします。

2 月 24 日に、指名調査委員 2 名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、2 月 21 日に電話で確認しております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案

書に記載のとおりです。

申請地は、イエローハット友部店の裏手西側80メートルほどのところになります。譲受人の事由は、申請地は市街地に隣接し利便性がよいことから、建て売り住宅を建設し、販売したいとしております。譲渡人の事由は、農業を続けていくことが難しくなり、売却したいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が道路、南側が水路、北側が雑種地で、西側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共の上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11、12について、議席番号7番、9番委員より、調査説明願います。

○9番（國谷博隆君） 11番と12番につきまして、説明いたします。

まず11番ですが、2月20日午後1時半より、指名調査委員と買受人立会いの下、現地調査をいたしました。

場所は、小原廣慶寺の脇の小原公民館を挟んで市道がありますが、その反対側の畑地でございます。買受人は、借家に住んでおりますが、手狭で不便なため、実家近くに自己住宅を建築したいとしております。譲渡人は、農業規模を縮小し、譲受人の希望に応ずるもので、権利移転の内容は売買でございます。

隣接地は、東側が畑、南側が宅地、西側が市道、北側が県道で、隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。取水計画は、市水道から水を取り入れ、排水計画は、既存の農業用集落排水へ接続するという事です。雨水は、浸透ますによる敷地内処理をするということです。

関係書類等も整っており、許可相当と判断されます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、12番ですが、場所は小原廣慶寺から300メートルぐらい友部方面に戻った、農家の住宅街があるところでございます。ここは、市道が拡張されますので、市道の測量をして境界を確認したところ、他人のところに建物が建っていたということが発覚し、その建っている部分について売買をするという内容になってございます。譲受人は、譲渡人の要望によって売買をするということでございます。

場所は、東側が畑、南側が畑、西側が畑で、北側が宅地です。雨水は敷地内処理です。既に乾燥施設が建っている一部分で、境界がはっきりしなかったために建っていたということで、始末書も提出されております。関係書類等も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の10につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの番号の8から番号12の担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号、番号の8から番号の12について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号、番号の8から番号の12については、原案どおり決定されました。

議案第5号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第5号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1番につきまして、報告をいたします。

2月23日に、調査委員にて調査をしてまいりました。申請地につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、旧道355号線より、北関東道脇を西へ100メートルほど行った辺りであります。現地は、申請書どおりに宅地として転用されていたことを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田19筆2万4,607平方メートル、畑34筆4万2,695平方メートル、再設定は、田1筆3,362平方メートル、畑1筆1,691.33平方メートル、合計55筆7万2,355.33平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書16ページから18ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規では、田19筆3万7,382平方メートル、畑3筆3,232平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計22筆4万614平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書20、21ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規及び再設定とも、田、畑ともございません。変更につきましては、田3筆5,733平方メートル、畑8筆6,787平方メートル。合計11筆1万2,520平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書23ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第2回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時42分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

18番 委 員

1 番 委 員